

七戸町あおもりマッチングシステム登録料助成金交付要綱

令和7年4月1日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚を希望する男女の出会いと結婚を支援するため、結婚を前提として活動するものが登録するあおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」の登録に係る費用の一部に対して予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則(平成17年3月31日規則第42号。以下「規則」という。)によるほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングシステム あおもり出会いサポートセンターが運営するマッチングシステム「AI(あい)であう」のことをいう。
- (2) マッチングシステム登録料 マッチングシステムに登録する際に支払う料金をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 登録日において七戸町に住所を有する者。
- (2) マッチングシステムに登録した者。
- (3) 過去にこの支援事業により助成を受けていない者。
- (4) 市町村税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項の暴力団に係る者でないこと。

(助成対象経費及び額)

第4条 助成の対象となる経費はマッチングシステム登録料の2分の1とし、助成額は5,000円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は七戸町あおもりマッチングシステム登録料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)

に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書は、マッチングシステムへ登録後速やかに提出するものとし、当該日の属する年度の3月31日までを提出期限とする。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、七戸町あおもりマッチングシステム登録料助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

- 2 町長は、助成金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 町長は、助成金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により当該決定を受け

たと認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。